

第14回議会改革協議会 協議概要

- 1 日時 平成28年6月3日（金）
午前9時59分から午前11時28分まで
- 2 会場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
段木委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長 ほか11人
- 4 傍聴者 （議員）岩崎議員、松井議員
（一般傍聴者）1人
（報道関係者）1人

5 協議事項及び協議結果

(1) 常任委員会の機能強化について

① 協議項目・協議スケジュールについて

前回、正副委員長が示した協議項目案（①常任委員会の開催方法の見直し・会議日程の早期決定、②委員会中継、③所管事務調査の充実、④議員（委員）間討議導入の検討）について、各会派から次のとおり協議結果の報告があり、その後、意見交換し、正副委員長案は了承された。

- ・ 協議項目は概ね了承。開催方法の見直しより会議日程の早期決定を早めに協議してほしい。また、従来の定例会運営方法・日程でよいかは、検証の必要があると考える。委員会中継は、新庁舎整備の議論が進められている現時点で整備の必要はない。議会改革は形にとらわれることなく、まずは意識の改革が必要であると考えます。
- ・ 協議項目は基本的に了承。きちんと議論を重ねていくことはもちろんだが、協議のスピードをあげていく必要がある。
- ・ 協議項目は基本的に了承。優先順位をつけて協議する必要がある。常任委員会の分散開催については、第1回定例会で行った予算分科会の分散開催と第3回定例会で行った決算分科会の分散開催の検証を行い、それを踏まえ協議すべきである。常任委員会を分散開催で行った場合、本会議の日程に影響があるので、併せて検討が必要と考える。
- ・ 協議項目は基本的に了承。常任委員会を分散開催することによって、傍聴者や委員外議員もより多くの委員会の内容を知ることができる。委員会中継の実施によって、市民に情報公開ができるとともに、委員会としても説明責任が果たせる。
- ・ 協議のスケジュールを明示してほしい。

次に、正副委員長から協議スケジュール案（「常任委員会の開催方法の見直し」と「所管事務調査の充実」の協議を先行し、その次に協議の進み具合により前後

するが、「委員会中継」と「議員（委員）間討議の導入」を協議する）を示し、了承された。

その後、協議スケジュールに基づき、「常任委員会の開催方法の見直し」と「所管事務調査の充実」についての協議に入った。

② 常任委員会の開催方法の見直しについて

事務局から他市の常任委員会の開催方法などの事例を説明した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 本市の委員会の審査は、効率的に行われている。委員会の分散開催が必要か疑問である。
- ・ 委員会中継ができないのであれば、分散開催とし、委員会審査を市民がより見られるようにしたほうがいい。
- ・ 本市の委員会は、丁寧に審査をしている。常任委員会の開催方法だけを取り上げて協議するのではなく、議会全体の運営方法・日程を検討する中で考えていかなければならない。市によって、議会の運営方法は様々であり、他市と単純比較することは難しい。
- ・ 委員会中継ができれば、同時開催のままでもいいが、今すぐ委員会中継ができないのであれば分散開催し、市民が傍聴しやすくしたほうがいい。

これらの意見を踏まえ、各会派で協議の上、次回、その結果を報告することとなった。

③ 所管事務調査の充実について

事務局から所管事務調査の状況等を説明した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 現状でも所管事務調査はできるが、その充実を図るとなれば、実施のプロセスを議論しないといけない。正副委員長に所管事務調査の実施の有無を一任すると、機動性は高くなるが、正副委員長の意向が強くなり出過ぎてしまう可能性がある。しかしながら、その都度、委員会で所管事務調査の実施を協議するとなると、時間と手間がかかる。
- ・ 委員長主導で所管事務調査を1年間行ってみてはどうか。
- ・ 所管事務調査を行う中で、外郭団体の見直しの議論や各種団体との意見交換を重視すべきである。委員長が采配を発揮した委員会運営を行い、共通認識をもって1年間継続した所管事務調査を行ってほしい。

これらの意見を踏まえ、各会派で協議の上、次回、その結果を報告することとなった。

(2) 次回の開催日程について

第15回協議会は、平成28年7月4日（月）午後1時30分から開催することとなった。